

北杜市告示第110号

北杜市やまなしK A I T E K I住宅普及促進事業費補助金交付要綱を次のように定める。

令和7年10月1日

北杜市長 大柴 邦彦

北杜市やまなしK A I T E K I住宅普及促進事業費補助金交付要綱 (趣旨)

第1条 この告示は、子育て世代が理想の子どもの数を実現できる住環境の整備を図るとともに、地域の住宅産業の振興及び優良住宅の普及を促進するため、やまなしK A I T E K I住宅の基準を満たし建築された住宅を取得した者に対し、予算の範囲内において、北杜市補助金等交付規則（平成16年北杜市規則第51号）及びこの告示に基づき補助金を交付することに関し、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この告示において使用する用語は、やまなしK A I T E K I住宅認定制度要綱（令和7年3月25日付け建住第5160号。以下「認定要綱」という。）及びやまなしK A I T E K I住宅普及促進事業費補助金交付要綱（令和7年3月28日付け建住第5163号）において使用する用語の例による。

(交付対象住宅)

第3条 補助金の交付の対象となる認定住宅（以下「交付対象住宅」という。）は、次の各号のいずれにも該当するものとする。ただし、一の住宅（共同住宅等にあつては一の住戸）につき、補助金の交付は1回限りとする。

- (1) 市の区域内に存する認定住宅であること。
- (2) 県内事業者が建築の工事を施工した認定住宅であること。

(補助対象者)

第4条 補助金の交付の対象となる者は、次の各号のいずれにも該当するものとする。

- (1) 自ら居住することを目的に交付対象住宅を取得した者であること。
- (2) 第6条第2項の規定による申請の日において、住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）に基づき、本市が備える住民基本台帳に記録されている住所が当該申請に係る交付対象住宅の所在地となっている者であること。
- (3) 市税、市債務その他の徴収金を滞納していない者であること。
- (4) 補助対象者の世帯内及び同居者に、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員がいない

者であること。

- (5) 認定要綱第3条第4項の規定によるやまなしK A I T E K I住宅認定通知書（以下「認定通知書」という。）の通知の日又は認定住宅を購入した日から起算して6箇月以内に第6条第2項の規定による申請を行う者であること。

（補助金の額）

第5条 補助金の額は、別表（ア）欄の区分に応じて、子育て世帯等にあつては（イ）欄に掲げる額、子育て世帯等以外にあつては（ウ）欄に掲げる額とする。

（補助金の交付申請）

第6条 補助金の交付を受けようとする補助対象者（以下「申請者」という。）は、あらかじめ、認定要綱第4条第1項の確認を求めるよう努めなければならない。

- 2 申請者は、北杜市やまなしK A I T E K I住宅普及促進事業費補助金交付申請書（様式第1号。以下「交付申請書」という。）に次に掲げる書類を添えて、申請する日の属する年度の2月末日までに、市長に提出しなければならない。

- (1) 認定通知書の写し
- (2) 工事請負契約書又は不動産売買契約書の写し
- (3) 認定住宅の建築の工事を施工した県内事業者に係る建設業の許可の通知書の写し
- (4) 申請者の口座情報が分かるものの写し
- (5) 申請者の本人確認書類の写し
- (6) その他市長が必要と認める書類

（補助金の交付決定等）

第7条 市長は、交付申請書の提出があつたときは、速やかに関係書類の審査及び必要に応じて行う現地調査により交付すべきものと認めたときは、北杜市やまなしK A I T E K I住宅普及促進事業費補助金交付（不交付）決定通知書（様式第2号）により申請者に通知するものとする。

- 2 市長は、前項に規定する通知に、必要な条件を付することができる。

- 3 市長は、第1項の規定により補助金の交付を決定したときは、申請者に補助金を交付するものとする。

（決定の取消し）

第8条 市長は、補助金の交付を受けた者（以下「補助決定者」という。）が次の各号のいずれかに該当するときは、補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- (1) 偽りその他の不正な手段により、補助金の交付を受けたとき。
- (2) 補助金の交付の決定の内容又はこれに付した条件に違反したとき。
- (3) 認定要綱第8条第1項の認定の取消しがあつたとき。
- (4) 認定住宅に係る法令に基づく処分に違反したとき。

(5) この告示の規定に違反したとき。

(6) その他市長が補助金の交付を不相当と認めたとき。

2 市長は、前項の規定により補助金の交付の決定を取り消した場合は、北杜市やまなしK A I T E K I 住宅普及促進事業費補助金交付決定取消通知書（様式第3号）により補助決定者に通知するものとする。

（補助金の返還）

第9条 市長は、前条第1項の規定により補助金の交付を取り消し、又はその額を減額した場合で既に補助金の全部又は一部が交付されているときは、期限を定めて、その返還を命ずるものとする。

2 市長は、前項の規定により補助金の返還を命ずるときは、北杜市やまなしK A I T E K I 住宅普及促進事業費補助金返還命令書（様式第4号）により補助決定者に通知するものとする。

（加算金及び延滞金）

第10条 補助決定者は、第8条第1項の規定による取消しに関し、補助金の返還を命ぜられたときは、その命令に係る補助金の受領の日から納付の日までの日数に応じ、当該補助金の額につき年10.95パーセントの割合で計算した加算金を市に納付しなければならない。

2 前項の規定により加算金を納付しなければならない場合において、補助決定者の納付した金額が返還を命ぜられた補助金の額に達するまでは、その納付金額は、当該返還を命ぜられた補助金の額に充てられたものとする。

3 補助決定者は、補助金の返還を命ぜられ、これを納期の日までに納付しなかったときは、納期の日から翌日から納付の日までの日数に応じ、その未納付額につき年10.95パーセントの割合で計算した延滞金を市に納付しなければならない。

4 市長は、前3項の場合において、やむを得ない事情があると認めるときは、補助決定者の申請により、加算金又は延滞金の全部又は一部を免除することができる。

（財産の処分の制限）

第11条 補助決定者は、取得した交付対象住宅（以下この条において「取得財産」という。）に係る認定通知書の通知の日から起算して10年（以下「財産処分制限期間」という。）を経過するまでの間は、市長の承認を受けないで、取得財産を補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、担保に供し、又は取り壊してはならない。

2 補助決定者は、前項の承認を受けようとする場合は、北杜市やまなしK A I T E K I 住宅普及促進事業費補助金財産処分承認申請書（様式第5号。以下「承認申請書」という。）を市長に提出し、その承認を受けなければならない。

3 市長は、承認申請書の提出があったときは、交付した補助金のうち取得財産を補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、担保に供し、又は

取り壊した時から財産処分制限期間が経過するまでの期間に相当する分を期限を定めて返還させるものとする。ただし、市長がやむを得ない理由があると認めるときは、この限りでない。

4 市長は、前項の規定による補助金の返還を受け取得財産の処分を承認する場合は、北杜市やまなしK A I T E K I 住宅普及促進事業補助金財産処分承認通知書（様式第6号）により補助決定者に通知するものとする。

（書類の保管）

第12条 補助決定者は、交付対象住宅の取得費用及び補助金に係る収入及び支出を明らかにした証拠書類（以下「証拠書類」という。）を整備し、当該補助対象事業が完了した日の属する年度の翌年度から5年間保管しなければならない。

（報告及び検査）

第13条 市長は、必要があると認めるときは、補助決定者に対し、報告を求め、又は関係職員を派遣して証拠書類を検査させることができる。

（その他）

第14条 この告示に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

（施行期日）

1 この告示は、公表の日から施行する。

（有効期限）

2 この告示は、令和10年3月31日限り、その効力を失う。ただし、この告示に基づき交付決定された補助金については、この告示の失効後も、なおその効力を有する。

別表（第5条関係）

(ア) 認定住宅の種類 及び県産木材の使用量の区分	補助金の額	
	(イ) 子育て世帯等	(ウ) 子育て世帯等以外
やまなしK A I T E K I 住宅	40万円	20万円
やまなしK A I T E K I 住宅／Z E R O	60万円	40万円
やまなしK A I T E K I 住宅／F O R E T	次のいずれか	次のいずれか
県産木材の使用量が5立方メートル以上であり、かつ、木材使用量の30パーセント以上である場合	80万円	60万円

県産木材の使用量が7.5立方メートル以上であり、かつ、木材使用量の40パーセント以上である場合	100万円	80万円
県産木材の使用量が10立方メートル以上であり、かつ、木材使用量の50パーセント以上である場合	120万円	100万円
やまなしK A I T E K I 住宅 / Z E R O ・ F O R E T	次のいずれか	次のいずれか
県産木材の使用量が5立方メートル以上であり、かつ、木材使用量の30パーセント以上である場合	100万円	80万円
県産木材の使用量が7.5立方メートル以上であり、かつ、木材使用量の40パーセント以上である場合	120万円	100万円
県産木材の使用量が10立方メートル以上であり、かつ、木材使用量の50パーセント以上である場合	140万円	120万円
やまなしK A I T E K I 住宅リノベ	60万円	40万円
やまなしK A I T E K I 住宅リノベ / Z E R O	80万円	60万円
やまなしK A I T E K I 住宅リノベ / F O R E T	次のいずれか	次のいずれか
県産木材の使用量が5立方メートル以上であり、かつ、木材使用量の30パーセント以上である場合	100万円	80万円
県産木材の使用量が7.5立方メートル以上であり、かつ、木材使用量の40パーセント以上であ	120万円	100万円

る場合		
県産木材の使用量が10立方メートル以上であり、かつ、木材使用量の50パーセント以上である場合	140万円	120万円
やまなしK A I T E K I住宅リノベ／ZERO・FORET	次のいずれか	次のいずれか
県産木材の使用量が5立方メートル以上であり、かつ、木材使用量の30パーセント以上である場合	120万円	100万円
県産木材の使用量が7.5立方メートル以上であり、かつ、木材使用量の40パーセント以上である場合	140万円	120万円
県産木材の使用量が10立方メートル以上であり、かつ、木材使用量の50パーセント以上である場合	160万円	140万円

様式第1号（第6条関係）

（表面）

年 月 日

北杜市長 様

申請者 住 所
氏 名
連絡先

北杜市やまなしK A I T E K I住宅普及促進事業費補助金交付申請書

北杜市やまなしK A I T E K I住宅普及促進事業費の交付を受けたいので、北杜市やまなしK A I T E K I住宅普及促進事業費補助金交付要綱第6条第2項の規定により、関係書類を添えて次のとおり申請します。

1 認定住宅の種類（いずれかにチェック）

チェック欄	認定住宅の種類
	やまなしK A I T E K I 住宅
	やまなしK A I T E K I 住宅 / Z E R O
	やまなしK A I T E K I 住宅 / F O R E T
	やまなしK A I T E K I 住宅 / Z E R O ・ F O R E T
	やまなしK A I T E K I 住宅リノベ
	やまなしK A I T E K I 住宅リノベ / Z E R O
	やまなしK A I T E K I 住宅リノベ / F O R E T
	やまなしK A I T E K I 住宅リノベ / Z E R O ・ F O R E T

2 県産木材使用区分 (いずれかにチェック)

チェック欄	項 目
	次のいずれにも該当しない
	5立方メートル以上、かつ、木材使用量の30パーセント以上
	7.5立方メートル以上、かつ、木材使用量の40パーセント以上
	10立方メートル以上、かつ、木材使用量の50パーセント以上

3 申請者の情報

ふりがな		生年月日
氏名		年 月 日
住所及び連絡先	電話番号	
世帯人数	人	
世帯の筆頭者		
子育て世帯等の該当	<input type="checkbox"/> 該当する <input type="checkbox"/> 該当しない	

※ 子育て世帯等：「18歳未満の子を有する世帯」又は「夫婦のいずれかが39歳以下の世帯」

4 代表となる施工者の情報

法人名	
代表者氏名	
建設業許可	
本店所在地	
電話番号	

5 補助金交付申請額

円

6 補助金振込先

金融機関名	銀行 信用金庫 信用組合 農協	本店 支店 支所 出張所
預金種別	普通・当座	口座番号
フリガナ		
口座名義人		

※ 申請者と同一名義であること

7 添付書類

- (1) やまなしK A I T E K I 住宅認定通知書の写し
- (2) 工事請負契約書又は不動産売買契約書の写し
- (3) 認定住宅の建築の工事を施工した県内事業者に係る建設業の許可の通知書の写し
- (4) 申請者の口座情報が分かるものの写し
- (5) 申請者の本人確認書類の写し
- (6) その他市長が必要と認める書類

(裏面)

北杜市やまなしK A I T E K I 住宅普及促進事業費補助金申請審査のための
同意書

私は、北杜市やまなしK A I T E K I 住宅普及促進事業費補助金交付要綱第4条に規定する補助要件を確認するため、北杜市の担当課の職員が次のことについて調査することに同意します。

- 1 住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）に基づき、本市が備える住民基本台帳の記録を確認すること。
- 2 北杜市が保有する市税、市債務その他の徴収金の納付状況を確認すること。
- 3 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員であるか否かについて山梨県警察本部に照会すること。

署名欄

- (1) 要件確認が必要となる全ての者が自署してください。
- (2) 世帯員が未成年者の場合は、世帯員氏名を記入した上で、法定代理人欄に同人が自署してください。

申請者（世帯員）氏名	法定代理人氏名

様式第2号（第7条関係）

第 号
年 月 日

様

北杜市長 印

北杜市やまなしK A I T E K I 住宅普及促進事業費補助金交付（不交付）決定
通知書

年 月 日付けで申請のあった北杜市やまなしK A I T E K I 住宅普及
促進事業費補助金の交付については、次のとおり決定したので、北杜市やまなしK A
I T E K I 住宅普及促進事業費補助金交付要綱第7条第1項の規定により通知しま
す。

- 1 交付決定額 円
- 2 交付の条件
- 3 不交付の理由

様式第3号（第8条関係）

第 号
年 月 日

様

北杜市長 印

北杜市やまなしK A I T E K I 住宅普及促進事業費補助金交付決定取消通知

書

年 月 日付け 第 号で交付決定した北杜市やまなしK A I T E K I 住宅普及促進事業費補助金については、次のとおり補助金を取り消すこととしましたので北杜市やまなしK A I T E K I 住宅普及促進事業費補助金交付要綱第8条第2項の規定により通知します。

- 1 交付対象住宅の所在地
 - 2 補助金取消額 円
 - 3 取消しの理由
- 様式第4号（第9条関係）

第 号
年 月 日

様

北杜市長 印

北杜市やまなしK A I T E K I 住宅普及促進事業費補助金返還命令書

年 月 日付け 第 号で交付決定を取り消した北杜市やまなしK A I T E K I 住宅普及促進事業費補助金については、北杜市やまなしK A I T E K I 住宅普及促進事業費補助金交付要綱第9条第2項の規定により、次のとおり補助金の返還を命じます。

補助金の返還に際し、北杜市やまなしK A I T E K I 住宅普及促進事業費補助金交付要綱第10条各項の規定により、市長がやむを得ない事情があると認める場合を除き、それぞれ年10.95パーセントの割合で計算した加算金及び延滞金が課されます。

- 1 交付対象住宅の所在地
 - 2 返還金額 円
 - 3 返還期限 年 月 日
- 様式第5号（第11条関係）

年 月 日

北杜市長

様

申請者 住所
氏名
連絡先

北杜市やまなしK A I T E K I 住宅普及促進事業費補助金財産処分承認申請書

年 月 日付け 第 号で交付決定された北杜市やまなしK A I T E K I 住宅普及促進事業費補助金により取得した財産を次のとおり処分したいので、北杜市やまなしK A I T E K I 住宅普及促進事業費補助金交付要綱第 1 1 条第 2 項の規定により、次のとおり申請します。

- 1 処分しようとする財産の明細
 - 2 処分の内容及び方法
 - 3 処分子定年月日
 - 4 財産処分による収入
 - 5 処分を行う理由
 - 6 上記を証明するための添付書類
- 様式第 6 号（第 1 1 条関係）

第 号
年 月 日

様

北杜市長

印

北杜市やまなしK A I T E K I 住宅普及促進事業費補助金財産処分承認通知書

年 月 日付けで申請のあった北杜市やまなしK A I T E K I 住宅普及促進事業費補助金により取得した財産の処分については、次のとおり承認したので、北杜市やまなしK A I T E K I 住宅普及促進事業費補助金交付要綱第 1 1 条第 4 項

の規定により通知します。

- 1 処分しようとする財産の所在地
- 2 処分の内容及び方法